

### 三 監 告 示 第 3 号

#### 行政監査結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

平成31年2月21日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

#### 記

第1	監査の種類	「平成30年度 行政監査結果報告書【公共交通推進事業（地域公共交通協議会負担金）及び社会資本包括的維持管理事業】」のとおり	
第2	監査の対象及び目的	同	上
第3	監査のテーマ及び対象部局	同	上
第4	監査の期間	同	上
第5	監査の方法	同	上
第6	監査の着眼点	同	上
第7	事業の概要及び事業実績	同	上
第8	監査の結果	同	上
第9	まとめ	同	上

平成30年度  
行政監査結果報告書

公共交通推進事業（地域公共交通協議会負担金）
------------------------

社会資本包括的維持管理事業
---------------

平成31年2月

三条市監査委員

# 平成30年度 行政監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査

## 第2 監査の対象及び目的

市では現在、少子高齢化や人口減少社会に対応し持続可能な三条市を構築するため、組織機構の見直しを行いつつ様々な施策を実施している。一方、新規事業が毎年のように実施されることにより、時間的制約から法令や手続の確認等がおろそかになっていないかと危惧されるところでもある。

平成28年度から、地方自治法第199条第2項による行政監査を、新たに取り組を始めた事務事業等からテーマを選定し、その事業の執行が効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているかなどについて監査を実施し、その結果を事業に反映させることにより適正な事務事業の執行に資することを目的とする。

## 第3 監査のテーマ及び対象部局

テ ー マ	対 象 部 局
公共交通推進事業（地域公共交通協議会負担金）	市民部 環境課
社会資本包括的維持管理事業	建設部 建設課

## 第4 監査の期間

平成30年9月3日～31年2月21日

## 第5 監査の方法

監査の対象部局から調査票及び関係書類等の提出を求め、監査の着眼点に沿って関係書類等を精査し、関係職員から説明を聴取して実施した。

## 第6 監査の着眼点

### (1) 共通事項

ア 事務事業は、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に資するものとなっているか。

イ 事務処理は、能率的、経済的及び効率的に行われ改善すべき点はないか。

ウ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

### (2) 具体的着眼点

ア 要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。

イ 申請手続(申請書等)は必要最低限であるか等、利便性を考慮したものとなっているか。

ウ 民間等に委託することにより、事務の能率化、効率化が見込まれるものはないか。

エ 受益者負担は適切に行われているか。

オ 市民等への広報・広聴は適切になされているか。

カ 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。

## 第7 事業の概要及び事業実績

### 1 公共交通推進事業（地域公共交通協議会負担金）

#### (1) 事業の概要

平成19年5月に制定された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づき本市においても重点施策として地域公共交通の見直しに取組み、同年8月に地域公共交通総合連携計画策定調査事業の全国第1号認定を受け、同年11月に「三条市地域交通協議会」を設立、平成20年3月に「三条市地域公共交通総合連携計画」が策定された。当計画の実施に関する協議並びに連絡調整を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図っている。

#### (主な実施事業)

デマンド交通ひめさゆりの運行、通学定期券購入代補助（高校生通学ライナーバス）、井栗地区コミュニティバスの運行、定時定路線バス須頃線の運行、地域公共交通に関する検証 など

#### ア 地域公共交通の取組

年 月 日	内 容
平成17年5月1日	三条市・栄町・下田村が合併し新たな三条市が誕生
平成18年10月1日	合併に伴う地域間格差を解消するため、バス路線の見直しを図るものの、市内循環バス「ぐるっとさん」のみの見直しにとどまる。 ※ マイカー依存の拡大により公共交通利用者数の減少（公共交通の負のスパイラル）
平成19年4月1日	市の重点施策として公共交通の見直しを実施
〃 5月25日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 制定
〃 8月10日	地域公共交通総合連携計画策定調査事業 全国第1号認定
〃 11月9日	三条市地域公共交通協議会を設立
平成20年3月27日	三条市地域公共交通総合連携計画を策定 ※ H20～22年度 地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し社会実験を実施
〃 10月14日	第1期社会実験開始（下田地区デマンド交通、循環バス「ぐるっとさん」見直し、高校生通学ライナーバス、井栗地区コミュニティバス） ※ その後、二度の見直しを図る。
平成22年10月1日	デマンド交通のエリアを市内全域に拡大し、第3期社会実験を開始
平成23年4月1日	高校生通学ライナーバス本格運行開始
〃 6月1日	三条市デマンド交通ひめさゆり本格運行開始（土・日・祝日を除く）
〃 7月12日	三条市地域公共交通協議会の取組が評価され、「平成23年地域公共交通活性化・再生優良団体国土交通大臣表彰」を受賞
平成24年4月1日	井栗地区コミュニティバス本格運行（自治会費で運営する無償運送）
平成26年1月1日	三条市デマンド交通ひめさゆり料金改定
平成28年1月1日	デマンド交通おでかけパス（複数乗車の割引パス）の下田地域での社会実験開始
平成29年7月1日	デマンド交通おでかけパス全域で本格実施
〃 12月1日	定時定路線バス須頃線の運行開始
平成30年6月1日	デマンド交通土・日・祝日運行開始（1月1～3日を除く毎日運行）
〃 9月12日	三条市地域公共交通網形成計画を策定

イ 協議会の設置（三条市地域公共交通協議会規約から抜粋）

名 称	三条市地域公共交通協議会	
設 置	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため（規約第1条）	
目 的	地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進すること（規約第4条）	
設 置 日	平成19年11月9日	
協議事項等	1 計画の作成及び計画の変更に関すること 2 計画の実施に関すること 3 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること 4 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること 5 協議会の運営に関すること 6 その他協議会が必要と認めること（規約第5条）	
委 員	計 画 作 成 市 町 村	三条市長
	公 共 交 通 事 業 者 等	越後交通株式会社三条営業所 所長
		新潟交通観光バス株式会社 常務取締役
		東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室 室長
		公益社団法人新潟県バス協会 事務局長
	道 路 管 理 者	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課 課長
		新潟県三条地域振興局地域整備部 部長
		三条市建設部 部長
	計 画 事 業 実 施 見 込 者	三条市タクシー協会 会長
	公 安 委 員 会	三条警察署 署長
	地 域 公 共 交 通 の 利 用 者	地域公共交通の利用者（三条・栄・下田地区）
	学 識 経 験 者	学識経験者
	関 係 機 関 等	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
		新潟県交通政策局交通政策課 課長
		燕市市民生活部生活環境課 課長
		三条観光協会 副会長
三条商工会議所 常議員・交通部会長		
栄商工会 会長		
下田商工会 会長		
日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会 事務局長		
三条市福祉保健部 部長		
三条市経済部 部長		
三条市教育委員会 教育部長		
会長：1人（三条市長） 副会長：1人（学識経験者） 監査員：2人 委員の任期：2年（行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間）		
事 務 局	市民部環境課	

ウ 地域公共交通に係る計画の策定

(ア) 三条市地域公共交通総合連携計画 (H20. 3. 27 策定)

a 基本的な方針

バスの運行頻度、定時性の確保、路線網、他交通機関との連携等の見直し、生活交通の確保、まちの活性化、観光振興、地球温暖化防止等を目的とした公共交通体系を構築する。

b 計画期間 平成20年度～平成29年度

(イ) 三条市地域公共交通網形成計画 (H30. 9. 12 策定)

a 基本方針

日常生活に溶け込む既存の公共交通の磨き上げ、まちづくりのエリアを意識した外出で利用される公共交通の構築及び観光における二次交通の充実を図る。

b 計画期間 平成30年度～平成38年度

エ デマンド交通ひめさゆりの運行

タクシー会社(三条市タクシー協会4社)と「三条市デマンド交通ひめさゆりの運行に関する協定書」を締結して実施している。タクシー車両を活用して市内全域615か所(市内全域をカバーできるよう、おおむね半径300mに1か所配置)に設置した停留所間をダイレクトに運行するシステムで、通院や買い物、JR駅への乗換え等において、利便性の高い交通手段として多くの住民に利用されている。料金やサービス水準は、バスとタクシーのほぼ中間的な公共交通である。

協定書に定める「事業者収入一覧表」の金額から利用料金収入を差し引いた金額を運行補助金として三条市地域公共交通協議会が負担し、利用者にかかる負担軽減を講じて利用の促進を図っている。

(ア) 運行日時 毎日(1月1日～3日は運休)

午前8時～午後6時(下田地域は午前7時～午後6時)

(イ) 利用方法 利用する1時間前までにタクシー会社へ電話で予約

(ウ) 利用料金

1人乗車料金

適用範囲	料 金
～2km未満	500円
2km以上～3km未満	600円
3km以上～5km未満	700円
5km以上～7km未満	900円
7km以上～10km未満	1,100円
10km以上～15km未満	1,500円
15km以上～20km未満	1,800円
20km以上～30km未満	2,500円
30km以上	3,000円

複数乗車料金(料金は1人あたり)

適用範囲		料 金
料金A	エリア内の移動 北エリア ⇄ 市街地エリア 南エリア ⇄ 市街地エリア	400円
	エリア内の移動 下田エリア ⇄ 市街地エリア 下田エリア ⇄ 北エリア 下田エリア ⇄ 南エリア 北エリア ⇄ 南エリア	800円

※小学生以下は半額

(エ) デマンド交通おでかけパス

デマンド交通運行の効率化と市が取り組む高齢者の外出促進の施策を推進するため、市内在住の65歳以上の方又は運転免許証返納者を対象に複数乗車時の料金の割引や協賛店の独自サービスの特典が受けられる。

特 典	1 複数利用者料金の割引 料金A 通常 400円 → パス提示 300円 料金B 通常 800円 → パス提示 500円  2 協賛店の独自サービス 72店舗（平成30年10月25日現在） 協賛店でパスを提示すると割引やドリンク 1杯サービスなど、 協賛店の独自サービスが受けられる。
対 象 者	市内在住の65歳以上、または運転免許証を返納された方
発行料金	1,000円(有効期間は発行日から1年間)

オ 通学定期券購入補助（高校生通学ライナーバス）

高校生通学ライナーバスは、主に下田地区在住の高校生を対象として、既存のバス路線を活用し、朝の通学、夕方の帰宅時間に合わせて運行しており、三条高校・県央工業高校に通学する高校生にとっては、乗換えなしで通学できるため、利便性の高い交通機関として、安定的な利用数を得ている。また、学生以外の方も利用でき、下田地域南部の福沢地内と高校生ライナーの接続ポイントとなる長沢駅跡間を運行する福沢線も運行しており、東三条駅で電車に乗り換えて新潟・長岡方面への通学や三条東高校・三条商業高校への通学手段にもなっている。

(ア) 運行日 月曜日～金曜日

(土・日・祝日及び高校が長期休暇(夏・冬・春休み等)に入るときは運休)

(イ) 運行ルート

a 幹線：八木ヶ鼻温泉～長沢駅跡～東三条駅～三条高校～県央工業高校

b 枝線：福沢～広手三叉路～長沢駅跡(幹線に乗り換え)

※ 三条東高校に行く場合は、東三条駅前「循環バス(南コース)」に乗り換える。

(ウ) 通学定期券購入補助

バス運行会社と「高校生通学ライナーバス等に係る定期券発売手数料及び定期券差額負担金に関する協定書」を締結して実施している。高校生通学ライナーバス利用者の1か月の通学定期券代が12,000円(片道定期券6,000円)を超える分については、三条市地域公共交通協議会が差額を負担し、高校生の通学にかかる経済的な負担の軽減を講じている。

カ 井栗地区コミュニティバスの運行

井栗区自治会と井栗地区コミュニティバスの運行等についての覚書を交わして実施している。地域が主体となって交通手段を確保するため、井栗区自治会内に「井栗地区コミュニティバス運行委員会」を設置し、病院やスーパーなど地域住民の利用ニーズに応じた運行を実施している。

なお、車両リース料、車庫借上料及び実績作成事務手数料を三条市地域公共交通協議会が負担し、その他諸経費は井栗区自治会が負担している。

## 井栗地区コミュニティバスの概要

運行日	月曜日～金曜日(土・日・祝日は運休)
運行方法	定時定路線運行(1日2往復)
運行車両	10人乗り車両
運賃	無料

### キ 定時定路線バス須頃線の運行

タクシー会社(三条市タクシー協会4社)と「定時定路線バス須頃線の運行に関する協定書」を締結して実施している。循環バス空白地域となっている須頃・大島地区における高齢者の移動手段(主に通院)を確保するため、平成29年12月から運行している。

運賃は、市内循環バスと同一料金とし、協定書に定めている運行委託料から運賃収入を差し引いた金額を三条市地域公共交通協議会が負担している。

### 定時定路線バス須頃線の概要

運行日	月曜日～金曜日 (土・日・祝日及び8/14～16、12/29～1/3は運休)
運行方法	定時定路線運行(1日5便)
運行車両	ジャンボタクシー
運賃 (一律)	大人 150円 中・高校生 100円 子ども 80円 (市内循環バスと同一料金)

### ク 地域公共交通に関する検証

平成19年度に策定された三条市地域公共交通総合連携計画において提案された社会実験計画を踏まえ、平成23年度から本格運行している三条市デマンド交通ひめさゆり、高校生通学ライナーバス、井栗地区コミュニティバス、市内循環バスぐるっとさん及び定時定路線バス須頃線についての運行の検証等を民間業者に業務委託をして実施している。

(2) 事業開始年度 平成19年度

(3) 関係法令・実施要綱等

- ア 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ウ 三条市地域公共交通協議会規約



## (4) 予算執行状況(平成28年度～)

## ア 三条市地域公共交通協議会会計

## (ア) 平成28年度

## (収入)

(単位:円)

費目	予算現額 A	決算額 B	比較(B-A)	備考
1 負担金	51,719,000	51,719,000	0	・三条市負担金
2 補助金	13,041,000	11,685,000	△1,356,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国庫補助金) (内訳) デマンド交通分 6,463,000 その他路線分 5,222,000
3 繰越金	7,963,094	7,963,094	0	・前年度繰越金
4 雑入	21,000	15,177	△ 5,823	・預金利子 177 ・デマンド交通 おでかけパス利用者負担金 15,000
合計	72,744,094	71,382,271	△1,361,823	執行率B/A 98.1%

## (支出)

(単位:円)

費目	予算現額 A	決算額 B	不用額(A-B)	備考
1 会議費	210,000	205,670	4,330	・協議会4回(報酬・費用弁償等)
2 事務費	157,094	50,144	106,950	・振込手数料、停留所損害保険料等
3 事業費	59,335,000	47,695,942	11,639,058	・デマンド交通 44,248,300 ・10月臨時運行分 83,650 ・デマンド交通停留所改修 15,660 ・高校生通学ライナーバス定期券発券事務手数料及び購入負担金 1,319,480 ・井栗地区コミュニティバス (内訳) 車両リース料 712,800 車庫借上料 117,000 実績作成事務手数料 199,260 ・検証及びモニタリング事業 993,600 ・水道使用料 6,192
4 補助金	13,041,000	11,685,000	1,356,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国庫補助金) (内訳) デマンド交通 6,463,000 その他路線 5,222,000
5 予備費	1,000	0	1,000	
合計	72,744,094	59,636,756	13,107,338	執行率B/A 82.0%

収入済額 支出済額 翌年度へ繰越  
71,382,271円 — 59,636,756円 = 11,745,515円

## (イ) 平成29年度

## (収入)

(単位:円)

費目	予算現額 A	決算額 B	比較(B-A)	備考
1 負担金	46,259,000	46,259,000	0	・三条市負担金
2 補助金	9,348,000	7,059,000	△2,289,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国庫補助金) (内訳) デマンド交通 3,905,000 その他路線 3,154,000
3 繰越金	11,745,515	11,745,515	0	・前年度繰越金
4 雑入	201,000	227,129	26,129	・預金利子 129 ・デマンド交通 おでかけパス利用者負担金 227,000
合計	67,553,515	65,290,644	△2,262,871	執行率B/A 96.7%

## (支出)

(単位:円)

費目	予算現額 A	決算額 B	不用額(A-B)	備考
1 会議費	349,000	123,470	225,530	・協議会2回(報酬・費用弁償等) (ほか書面協議3回)
2 事務費	201,515	146,148	55,367	・振込手数料、停留所損害保険料等
3 事業費	57,654,000	50,655,114	6,998,886	・デマンド交通 42,420,400 ・10月臨時運行分 328,250 ・デマンド交通停留所改修 4,320 ・高校生通学ライナーバス定期券発券事務手数料及び購入負担金 1,431,180 ・井栗地区コミュニティバス (内訳) 車両リース料 712,800 車庫借上料 156,000 実績作成事務手数料 199,260 ・定時定路線バス須頃線 4,359,850 ・検証及びモニタリング事業 928,800 ・地域公共交通網形成計画策定事務協力謝礼金 107,080 ・水道使用料 7,174
4 補助金	9,348,000	7,059,000	2,289,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国庫補助金) (内訳) デマンド交通 3,905,000 の他路線分 3,154,000
5 予備費	1,000	0	1,000	
合計	67,553,515	57,983,732	9,569,783	執行率B/A 85.8%

収入済額 支出済額 翌年度へ繰越  
65,290,644円 — 57,983,732円 = 7,306,912円

(ウ) 平成30年度 (9月30日現在)

(収入)

(単位:円)

費目	予算現額 A	収入済額 B	比較(B-A)	備考
1 負担金	64,464,000	32,232,000	△32,232,000	・三条市負担金
2 補助金	6,081,000	0	△ 6,081,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (国庫補助金)
3 繰越金	7,306,912	7,306,912	0	・前年度繰越金
4 雑入	201,000	156,050	△ 44,950	・預金利子 50 ・デマンド交通 おでかけバス利用者負担金 156,000
合計	78,052,912	39,694,962	△38,357,950	執行率B/A 50.9%

(支出)

(単位:円)

費目	予算現額 A	支出済額 B	不用額(A-B)	備考
1 会議費	261,000	143,500	117,500	・協議会2回(報酬・費用弁償等) (ほか書面協議2回)
2 事務費	233,912	32,132	201,780	・振込手数料、収入印紙ほか
3 事業費	71,476,000	24,649,132	46,826,868	・デマンド交通 19,144,800 ・デマンド交通停留所改修 54,216 ・井栗地区コミュニティバス 447,280 (内訳) 車両リース料 297,000 車庫借上料 65,000 実績作成事務手数料 85,280 ・定時定路線バス須頃線 4,376,450 ・検証及びモニタリング事業 623,440 ・水道使用料 2,946
4 補助金	6,081,000	0	6,081,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (国庫補助金)
5 予備費	1,000	0	1,000	
合計	78,052,912	24,824,764	53,228,148	執行率B/A 31.8%

イ 市からの負担金

(単位:千円)

年度 金額	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
市負担金 (前年度繰越金)	3,752 (0)	25,394 (100)	24,218 (108)	64,369 (79)	70,308 (7,911)	76,716 (4,357)
	H25年度 83,164 (1,016)	H26年度 60,128 (5,587)	H27年度 40,913 (15,548)	H28年度 51,719 (7,963)	H29年度 46,259 (11,745)	H30年度 64,464 (7,306)

※ 千円未満切捨て

(5) 事業実績

ア 協議会の開催状況（平成28年度～）

平成28年度

回数	開催日	議題等
第1回	5月27日	1 平成27年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算について 2 平成28年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について 3 平成29年度生活交通確保維持改善計画(案)について (報告事項) 1 公共交通利用状況について (その他) ・東三条駅周辺交通対策会議の設置について
第2回	書面協議	審議期間 7月12日～19日 合意に至った日 7月20日 1 三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び一時的な停留所増設について
第3回	12月22日	1 平成28年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について (報告事項) 1 公共交通利用状況について 2 三条市デマンド交通の10月臨時運行及びおでかけパス社会実験途中経過について
第4回	2月17日	1 三条市デマンド交通ひめさゆり「おでかけパス」の全市展開(案)について (報告事項) 1 公共交通利用状況について 2 東三条駅周辺交通対策会議の検討結果について

平成29年度

回数	開催日	議題等
第1回	5月25日	1 平成28年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算について 2 平成29年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について 3 高校生通学ライナーバスの経路変更(案)について 4 平成30年度生活交通確保維持改善計画(案)について (報告事項) 1 公共交通利用状況について 2 公共交通アンケート調査結果について 3 三条市デマンド交通おでかけパスについて
第2回	書面協議	審議期間 7月19日～25日 合意に至った日 7月26日 1 三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び一時的な停留所増設について

回数	開催日	議題等
第3回	書面協議	審議期間 10月27日～30日 合意に至った日 10月31日 1 高齢者の移動手段の確保のためのバス路線の新設について
第4回	1月11日	1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について 2 デマンド交通利用者アンケート調査結果と今後の運行について 3 市内循環バスの運行時間の変更等について 4 三条市地域公共交通網形成計画の策定(案)について (報告事項) 1 公共交通利用状況について 2 デマンド交通の10月臨時運行について
第5回	書面協議	審議期間 3月23日～29日 合意に至った日 3月30日 1 デマンド交通ひめさゆりの土日運行について 2 平成30年度生活交通確保維持改善計画の変更(案)について

平成30年度

回数	開催日	議題等
第1回	5月28日	1 平成29年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算について 2 平成30年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について 3 循環バスぐるっとさん(南コース)の経路変更について (報告事項) 1 公共交通利用状況について 2 三条市デマンド交通ひめさゆり停留所の新設・移設等について
第2回	書面協議	審議期間 6月18日～22日 合意に至った日 6月25日 1 平成30年度生活交通確保維持改善計画の変更について 2 平成31年度生活交通確保維持改善計画の策定について
第3回	8月20日	1 三条市地域公共交通網形成計画(案)について 2 三条市地域公共交通協議会規約の改正(案)について (その他) ・三条市デマンド交通の1時間前予約の緩和措置及び臨時的な停留所の増設について
第4回	書面協議	審議期間 8月31日～9月6日 合意に至った日 9月7日 1 三条市地域公共交通網形成計画(案)について

イ 三条市デマンド交通ひめさゆりの運行

(ア) 社会実験（下田地区、市街地）平成20年10月14日～平成22年9月30日  
 （市内全域） 平成22年10月1日～平成23年5月31日

(イ) 本格運行 平成23年6月1日～

(ウ) 料金改定 平成26年1月1日～

1人乗車料金

適用範囲	料 金	
	旧	新
～2km未満	300円	→ 500円
2km以上～3km未満	400円	→ 600円
3km以上～5km未満	500円	→ 700円
5km以上～7km未満	700円	→ 900円
7km以上～10km未満	800円	→ 1,100円
10km以上～15km未満	1,000円	→ 1,500円
15km以上～20km未満	1,500円	→ 1,800円
20km以上～30km未満	2,500円	（変更なし）
30km以上	3,000円	（変更なし）

複数乗車料金

適用範囲		料 金	
料金A	エリア内の移動	旧	新
	北エリア ⇔ 市街地エリア 南エリア ⇔ 市街地エリア	300円	→ 400円
料金B	エリア内の移動	旧	新
	下田エリア ⇔ 市街地エリア 下田エリア ⇔ 北エリア 下田エリア ⇔ 南エリア 北エリア ⇔ 南エリア	600円	→ 800円

(エ) 土・日・祝日の運行開始 平成30年6月1日～

9月末までの実績 土曜 81人/日 日曜・祝日 55人/日

(オ) 利用者の推移

(単位：人、円)

年 度 人数・金額	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
年間利用者数 (日平均)	101,974 (414.5)	103,557 (421.0)	77,564 (314.0)	73,741 (299.8)	72,698 (296.7)	68,496 (279.6)
協議会負担額 (1人当たり)	75,472,800 (740)	73,746,739 (712)	46,694,780 (602)	44,280,150 (600)	44,331,950 (610)	42,748,650 (624)

※ H26.1.1 から料金改定

ウ デマンド交通おでかけパス

(ア) 社会実験 平成28年1月1日～12月31日

(イ) 利用開始 平成29年7月1日～

(ウ) 登録者数 232人（平成30年9月30日現在）

(エ) 利用者負担金

おでかけパス利用者負担金	H28年度	H29年度	H30年度
※ おでかけパス発行料金 1,000円 ( )内は新規・更新者数	(15人) 15,000円	(227人) 227,000円	(156人) 156,000円

(オ) 協賛店舗

平成28年度 10店舗

平成29年度 64店舗

平成30年度 72店舗（平成30年10月25日現在）

(カ) おでかけパス利用実績

平成28年度 延べ 990回

平成29年度 延べ 3,716回

(キ) おでかけパス利用率

平成29年度

(単位：回/日)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
複数乗車利用回数	51.9	45.2	52.6	59.3	54.5	48.1	39.8	41.8	49.2
おでかけパス利用回数	9.6	8.6	11.5	10.4	12.4	11.0	8.4	9.8	11.5
その他複数乗車利用回数	42.3	36.6	41.1	49.0	42.1	37.1	31.5	32.0	37.8
おでかけパス利用率	18.5%	19.0%	21.9%	17.5%	22.8%	22.8%	21.0%	23.5%	23.3%

※ 端数の都合上、おでかけパス利用回数とその他複数乗車利用回数の合計値が一致しない場合がある。

エ 高校生通学ライナーバス

(ア) 社会実験 平成20年10月14日～平成23年3月31日

(イ) 本格運行 平成23年4月1日～

(ウ) 利用者の推移

(単位：人)

年度 路線	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
東三条駅前 ～県央工業高校	6,847	7,737	5,732	4,795	4,397	5,511	7,301
福沢～長沢駅跡	2,230	2,155	1,036	476	890	551	1,476
計	9,077	9,892	6,768	5,271	5,287	6,062	8,777

(エ) 通学定期券購入代補助額

(単位：人、円)

年度 人数・金額	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
補助対象者数	515	647	572	617	601	578	549
定期券補助額	1,210,590	1,436,720	1,370,270	1,240,230	1,213,620	1,319,480	1,431,180

オ 井栗地区コミュニティバス

(ア) 社会実験 平成20年10月14日～平成24年3月31日

(イ) 本格運行 平成24年4月1日～

(ウ) 利用者の推移

(単位：人)

年度 人数	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
年間利用者数 (日平均)	2,684 (11.2)	2,198 (9.1)	2,638 (10.8)	2,789 (11.6)	2,819 (11.7)	2,872 (11.9)

(エ) 協議会負担額

(単位：円)

年度 負担内容	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
車両リース料	1,689,500	693,000	712,800	712,800	712,800	712,800
車庫借上料	—	—	—	—	117,000	156,000
実績作成事務手数料	205,000	202,540	203,360	200,900	199,260	199,260
合計	1,894,500	895,540	916,160	913,700	1,029,060	1,068,060

カ 定時定路線須頃線バス運行

(ア) 運行開始 平成29年12月1日～

(イ) 利用者の推移

平成29年度

(単位:人、円)

月 運行便	12月	1月	2月	3月	計
1便(7:35発)	0	0	9	5	14
2便(8:05発)	1	0	2	0	3
3便(8:33発)	1	0	4	3	8
4便(12:00発)	1	2	4	0	7
5便(15:00発)	0	0	1	0	1
合計	3	2	20	8	33
協議会負担額	1,104,600	1,049,450	1,046,750	1,159,050	4,359,850

平成30年度(10月末現在)

(単位:人、円)

月 運行便	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
1便(7:35発)	0	0	0	0	1	1	0	2
2便(8:05発)	1	0	0	2	0	0	0	3
3便(8:33発)	1	1	0	0	0	1	2	5
4便(12:00発)	0	0	0	0	0	0	1	1
5便(15:00発)	2	0	0	0	0	0	1	3
合計	4	1	0	2	1	2	4	14
協議会負担額	849,550	892,350	892,500	892,200	849,850	764,700	934,400	6,075,550

キ アンケート調査の実施

民間企業に委託して、利用者アンケート調査を実施した。

(ア) デマンド交通ひめさゆりお客さまアンケート (H28・29年度)

a 調査目的

- ・デマンド交通ひめさゆりの利用状況を把握する。(H28・29年度)
- ・社会実験として実施していた「おでかけバス」の満足度・問題点と下田地区以外の利用者の全市展開の希望有無を把握する。(H28年度)
- ・デマンド交通ひめさゆり利用者の土・日・祝日の外出状況を把握する。(H29年度)

b 調査項目

- ・個人属性(年齢等)、利用目的、利用頻度、サービスの満足度
- ・「おでかけバス」について(H28年度)
- ・土・日・祝日の外出目的、交通手段(H29年度)

c 配布回収方法

- ・タクシー事業者の協力により、ひめさゆり車内で配布  
H28年度 返信用封筒で回収  
H29年度 車内で回答(希望に応じて返信用封筒を配布)

d 配付・回収数 H28年度 配付 950票 回収 81票(回収率 9%)  
H29年度 配付 912票 回収 130票(回収率 14%)



e アンケート結果

(a) デマンド交通ひめさゆりの利用状況を把握する。(H28・29年度)

・個人属性(年齢等)

(利用者の年齢)

H28年度		H29年度	
65歳以上	69%	80歳以上	30%
		70歳代	42%
		60歳代	14%
65歳未満	31%	50歳代	7%
		40歳代	3%
		30歳代	2%
		20歳以下	2%

(性別)

性別 \ 年度	H28年度	H29年度
男性	15%	19%
女性	85%	81%

※ 60歳以上の利用者が多い。

※ 利用者の性別は、女性が80%以上となっている。

・利用目的及び利用頻度

(利用目的割合)

目的 \ 年度	H28年度 (単一回答)	H29年度 (複数回答)
通院	88%	58%
買い物	39%	31%
福祉施設	9%	7%
通勤	6%	5%
通学	4%	3%
温泉施設	4%	2%
その他	20%	10%

(利用頻度)

頻度 \ 年度	H28年度	H29年度
週に4回以上	17%	15%
週に2～3回	26%	39%
週に1回程度	25%	17%
月に1～2回	26%	19%
年に数回	4%	9%
初めての利用	2%	1%

※ 週1日以上利用の割合が約70%

※ 通院・買い物での利用割合が高い。

・サービスの満足度

満足度 \ 年度	H28年度	H29年度
大変満足	43%	30%
満足	39%	57%
不満	9%	10%
大変不満	1%	—
どちらでもない	8%	3%

※ 「満足」以上  
H28年度 82%  
H29年度 87%

※ 「不満」の理由  
・運賃が高いから  
・家から停留所が遠い  
・土・日の運行をしていない など

(b) おでかけパスの全市展開について (H28年度)

(お出かけパスの全市展開の要望)

市内全域で利用できるようにしてほしい	83%
下田地域のみでよい	14%
その他	3%

※ 83%が全市展開することを要望している。

(c) デマンド交通ひめさゆり利用者の土・日・祝日の外出状況を把握する。(H29年度)

(土・日・祝日の交通手段) 複数回答

タクシー	45%
家族や知人送迎	22%
徒歩・自転車	22%
鉄道	11%
路線バス	8%
自家用車等	8%
循環バス「ぐるっとさん」	6%
その他	1%

※交通手段は、「タクシー」の割合が最も高い。

ク 検証と今後の改善策 (H28・29年度) ※ 三条市地域公共交通協議会資料から  
 (ア) デマンド交通ひめさゆり

年 度	検証と今後の改善策
H28年度	1 平成27年度からの利用者数が横ばいとなっていることから、利用者が固定化していることも考えられる。 2 「おでかけパス」事業について、下田地域での社会実験期間中は、複数乗車率が増加していることから、複数乗車率向上に一定の効果があることが考えられる。 3 平成29年7月からの「おでかけパス」の全市展開実施により、複数乗車率の更なる向上が期待できる。
H29年度	1 デマンド交通ひめさゆりの平成29年度の利用者数が減少した理由として、平成30年1月、2月の大雪の影響により外出を控えたことも一因として考えられる。今後は、6月から土・日・祝日の運行を実施して利便性を向上し、新規の利用者の確保を目指す。 2 おでかけパスについて、平成29年7月の本格運行後、複数乗車率はほぼ同じであったが、運行回数はひと月当たり230回程度減少していることから、一定の効果が見られているものとする。 (平成28年7月～平成29年3月と平成29年7月～平成30年3月を比較) この効果を確かなものとするため、引き続き、おでかけパス購入者増加のための普及啓発とパスの魅力を高めるための協賛店の拡大等に取り組むこととする。

(イ) 高校生通学ライナーバス

H28年度	1 東三条駅～県央工業高校間を除き、総じて利用者数が減少しており、利用者のニーズとの乖離が考えられる。 2 たとえば、運行ルートの見直しや利用者へのアンケート調査の実施など、ニーズに合わせた利便性の高い運行内容を検討していく。
H29年度	1 全区間の利用者が増加していることから、引き続き利用状況を注視していくものとする。 2 市内高校に通う高校生を対象に、通学手段に関するアンケートを実施し、移動の実態を捉え、今後の施策展開の参考としていくこととする。

(ウ) 井栗地区コミュニティバス

H28年度	1 利用者数は横ばいであり、大きな課題等は見られないことから、引き続き地域の重要な移動手段として継続して運行していけるよう、今後の利用状況を見ていく。
H29年度	1 利用者数は、平成28年度とほぼ同じであり、大きな課題等は見られないことから、引き続き地域の重要な移動手段として運行していけるよう、必要に応じ自治会と話し合いを行うものとする。 2 同地区のコミュニティバスの形態を他地域でも実施できるかどうか、ニーズを勘案しながら検討していく。

(エ) 定時定路線バス須頃線

H29年度	1 現状では、利用者数は非常に少ないものの、引き続き利用状況を注視しつつ、場合によっては、地域住民にとってより利用しやすい交通手段とすべくコース等の見直しも検討する。
-------	---

ケ 表 彰

(ア) 表彰名 平成23年地域公共交通活性化・再生優良団体国土交通大臣表彰

(イ) 功 績 地域間連携の強化や交通弱者に対する利便性向上に向け、自家用車に代替しうる高水準のデマンド交通を確立したほか、既存の路線バスを活用した高校生通学ライナーバスなど、地域の実態に即した交通体系を構築し、地域公共交通の活性化・再生に積極的に取り組んだ。

## 2 社会資本包括的維持管理事業

### (1) 事業の概要

市の社会インフラ(社会の基盤となる施設を指し、当該事業では道路・公園・水路等)を取り巻く現状は、施設の老朽化の進行及び自然災害の発生頻度増加などに直面しているが、人口減少・公共工事縮減により、市職員や地元民間業者の規模も縮小傾向にあり、このままでは施設の安全・安心を維持できなくなるおそれがある。そこで、社会インフラの維持管理体制を構築するため、包括的民間委託への移行に取り組んでいる。

従来、社会インフラに関する市民の要望・苦情を市が受け付け、現場を確認し、対応を検討した上で、市直営で補修等工事を実施又は専門業者に発注していた。

しかし、包括的維持管理業務委託では、これらの業務を共同企業体に一括して委託するものである。この委託により、共同企業体が1工事当たり50万円未満の工事について自治会長や市民から要望・苦情を受け付けて、より迅速に対応する。

また、包括的維持管理事業の実施に当たっては、公園維持管理業務のうち簡易な業務については有償ボランティア事業を活用することになっている。

### ア 包括的維持管理事業の取組

年 月 日	内 容
平成27年5月15日	三条市公共施設包括的民間委託検討会設置 道路、公園等の公共施設の修繕、清掃、除雪等の維持管理業務を一定の期間にわたり包括的に民間事業者へ委託する「包括的民間委託」に関する検討を行い、伝達書を作成した。
〃 9月1日	地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務委託 公募型プロポーザルにより決定した業者に検討調査業務を委託した。
〃 12月17日	三条市建設業協会への説明会開催 平成26年8月20日以降7回の意見交換会・打合せ会の後、包括的民間委託について説明会を開催した。
平成28年4月20日	地域維持型社会インフラ包括的民間委託導入支援業務委託 検討調査報告を受け、同者に導入支援業務を委託した。
平成29年3月6日	嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託(平成29・30年度) 公募型プロポーザルにより決定した企業体に維持管理業務を委託している。

#### 委託業務内容

1 計画準備業務	2 全体マネジメント業務
3 窓口業務	4 巡回業務
5 道路維持管理業務 (1)舗装補修 (2)側溝補修 (3)防護柵補修 (4)道路照明・防犯灯補修 (5)標識補修 (6)反射鏡補修 (7)消雪井戸補修 (8)消雪パイプ補修 (9)電気設備補修 (10)除草 (11)清掃 (12)樹木等維持管理	6 公園等維持管理業務 (1)施設修繕 (2)遊具補修・ 設備保守 (3)浄化槽清掃・ 定期点検 (4)照明等補修 (5)樹木等維持管理 (6)清掃 (7)除草 (8)有償ボランティア事業を活用した公園維持管理
7 水路等維持管理業務	8 除雪業務(別途単価契約)
9 引継業務	

年 月 日	内 容
平成29年 3月23日	地元自治会長説明会開催 セカンドライフ応援ステーションとの打合せ会 包括的維持管理業務委託における有償ボランティア事業の活用について打合せ会を開催した。
〃 3月27日	

(2) 事業開始年度 平成29年度

(3) 関連法令・実施要綱等 なし

(4) 予算執行状況

平成27年度

(単位：円)

収 入 科 目			予算現額 A	決算額 B	比較(B-A)
節	節 名	細 節			
1	補助金及び負担金	先導的官民連携支援事業補助金	19,900,000	19,900,000	0
合 計			19,900,000	19,900,000	0

執行率B/A 100.0%

支 出 科 目			予算現額 A	決算額 B	不用額(A-B)
節	節 名	細 節			
1	報 酬	委員報酬	405,000	405,000	0
9	旅 費	費用弁償	159,000	159,000	0
9	旅 費	普通旅費	362,000	293,280	68,720
13	委託料	コンサルティング委託料	20,175,000	20,174,400	600
合 計			21,101,000	21,031,680	69,320

執行率B/A 99.7%

平成28年度

(単位：円)

収 入 科 目			予算現額 A	決算額 B	比較(B-A)
節	節 名	細 節			
1	補助金及び負担金	地方創生推進交付金	5,000,000	5,000,000	0
合 計			5,000,000	5,000,000	0

執行率B/A 100.0%

支 出 科 目			予算現額 A	決算額 B	不用額(A-B)
節	節 名	細 節			
1	報 酬	委員報酬	200,000	0	200,000
9	旅 費	費用弁償	110,000	0	110,000
9	旅 費	普通旅費	177,000	177,000	0
13	委託料	コンサルティング委託料	25,920,000	25,380,000	540,000
合 計			26,407,000	25,557,000	850,000

執行率B/A 96.8%

平成29年度 ※財源：一般財源

(単位：円)

支 出 科 目			予算現額 A	決算額 B	不用額(A-B)
節	節 名	細 節			
1	報 酬	委員報酬	100,000	45,000	55,000
9	旅 費	費用弁償	38,000	21,400	16,600
9	旅 費	普通旅費	176,000	64,680	111,320
13	委託料	維持管理業務委託料	50,918,000	50,916,600	1,400
合 計			51,232,000	51,047,680	184,320

執行率B/A 99.6%

平成30年度（9月30日現在）

(単位：円)

収 入 科 目			予算現額 A	収入済額 B	比較(B-A)
節	節 名	細 節			
1	補助金及び 負担金	先導的官民連携支援事業補助金	10,000,000	0	△10,000,000
合 計			10,000,000	0	△10,000,000

支 出 科 目			予算現額 A	支出済額 B	予算残額(A-B)
節	節 名	細 節			
1	報 酬	委員報酬	100,000	0	100,000
9	旅 費	費用弁償	38,000	0	38,000
9	旅 費	普通旅費	176,000	42,320	133,680
13	委託料	維持管理業務委託料	50,918,000	25,500,000	25,418,000
13	委託料	導入支援業務委託料	10,000,000	0	10,000,000
合 計			61,232,000	25,542,320	35,689,680

(5) 事業実績

ア 三条市公共施設包括的民間委託検討会

(ア) 設置日 平成27年5月15日

(イ) 委員数 9人 オブザーバー2人

役 職	機 関 名	
会 長	長岡技術科学大学	教 授
副 会 長	三条市自治会長協議会	会 長
委 員	三条市自治会長協議会	副会長
	三条市自治会長協議会	副会長
	三条市建設業協会	役 員
	三条市建設業協会	青年部
	三条加茂電気工事協同組合	理 事
	保内園芸組合	組合長
	三条管工事業協同組合	専務理事（第4回会議から）
オブザーバー	国土交通省 総合政策局	事業総括調整官（第2・7回会議のみ）
	新潟県三条地域振興局	課 長

(ウ) 任 期 平成27年5月15日から平成28年3月31日まで

(エ) 会議

回数	開催日	議題等
第1回	5月15日	検討会要綱説明、正副会長選出、社会インフラに関する価値観の転換、施設量の現状と先進事例ほか
第2回	7月8日	道路施設の維持管理における業務の分類と関連性について、国土交通省からの話題提供ほか
第3回	8月28日	業務の分類と関連性について、現行法制化における課題について、民間委託可能な業務についてほか
第4回	10月7日	市内の社会インフラを取り巻く現状について、社会インフラの維持管理における課題についてほか
第5回	11月10日	前回までの検討内容について、包括的な民間委託のケース設定について、潜在的担い手についてほか
第6回	12月25日	前回までの検討内容について、業務内容の詳細整理について、包括対象区域の設定についてほか
第7回	2月10日	国土交通省からの話題提供、包括対象区域の検討、維持管理基準と業務要求水準、事業手法・支払方式の設定ほか
第8回	3月30日	提言内容について、伝達内容について、伝達式

(オ) 伝達書

三条市公共施設包括的民間委託検討会 伝達書（抜粋）

三条市総合計画に記載されているとおり、市の社会インフラを取り巻く現状は、施設の老朽化の進行及び自然災害の発生頻度増加などに直面している。一方、地元建設業においては、企業数の減少などにより担い手の不足が進んでおり、このままでは施設の安全・安心を維持できなくなるおそれがある。そのような状況を生じさせず、持続可能な維持管理体制を構築するための方策として、官・民・市民それぞれにおいて以下の望ましい姿を実現することができる包括的民間委託への移行が重要である。

- 一、官にとっては、職員のみしかできない業務に注力できる維持管理体制が構築できること。
- 一、民間にとっては、安定した収益が確保でき、経営の見通しがたてられること。
- 一、市民にとっては、社会参画の仕組みの構築により、長寿社会にあった活躍の場が整備されていること。

これらの実現に向け、課題解決を図る方策を検討し、次の具体的な取り組み内容を決定した。

<包括的な民間委託の導入に向けた検討結果 六項目>

- 一、包括対象とする施設分野の設定
- 二、業務範囲の設定
- 三、包括導入区域の設定
- 四、要求水準の設定
- 五、リスク分担の明確化
- 六、契約主体の設定

<潜在的担い手の掘り起しに向けた検討結果>

地域の元気な高齢者に担ってもらえる業務は、活動の安全性と活動日の柔軟性を考慮し、まずは、身近な公園の維持管理を実施すべきである。その実現には、活躍の場を提供するための新たな仕組みを構築すべきである。

イ 地域維持型社会インフラ包括的民間委託検討調査業務委託

- (ア) 受託者 パシフィックコンサルタンツ株式会社
- (イ) 委託期間 平成27年9月1日～平成28年2月26日
- (ウ) 委託料 20,174,400円（消費税込額）
- (エ) 選定方法 公募型プロポーザル
- (オ) 応募数 4社
- (カ) 委託業務内容

1 現状把握
2 三条市に望ましい包括的民間委託の検討
(1) 包括的民間委託可能な業務の選定及び包括的民間委託する業務の検討
(2) 包括的民間委託の実現可能性に関する検証
(3) 地域建設業の適格性に関する調査及び検証
(4) 潜在的担い手の掘起こしに関する方策及び包括的民間委託における活用手法の検討
(5) 契約方法、管理方法及びモニタリング方法についての検討
(6) アセットマネジメントに資する業務の導入についての検討
(7) 包括的民間委託の業務範囲拡大及び他機関との連携に関するロードマップの策定
(8) 包括的民間委託実施に向けた仕様書及び入札関連書類案の作成
(9) 事業費に対するサービス価値の検証
3 三条市公共施設包括的民間委託検討会の資料作成及び結果のとりまとめ
4 報告書の作成
5 各種会議等で使用する説明用資料作成

- (キ) 履行日 平成28年2月26日 報告書提出

ウ 地域維持型社会インフラ包括的民間委託導入支援業務委託

- (ア) 受託者 パシフィックコンサルタンツ株式会社
- (イ) 委託期間 平成28年4月20日～平成29年3月31日
- (ウ) 委託料 25,380,000円（消費税込額）
- (エ) 選定方法 1者随意契約
- (オ) 委託業務内容

1 包括業務内容の詳細検討
(1) 維持管理基準の検討・策定
(2) 包括対象区域の確定
(3) 包括する業務及び業務要求水準の検討
(4) 入札参加資格の検討
(5) 事業実施期間の検討
(6) 市場調査の実施
(7) 市民及び議員への説明資料作成
(8) 発注に必要な入札図書(案)の作成
2 包括業務に係る契約内容の詳細検討
3 審査事務に係る資料作成
4 打合せ

- (カ) 履行日 平成29年3月31日 報告書提出



エ 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託

- (ア) 受託者 外山・久保・山田・向陽園共同企業体
- (イ) 委託期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日
- (ウ) 委託料 101,833,200円（消費税込額）
- (エ) 選定方法 公募型プロポーザル
- (オ) 応募数 4企業体
- (カ) 実行予算

平成29年度

※ △は赤字（単位：円、税抜額）

	支出予定額 A	支出済額 B	比較 A - B	工事件数	1 工事当たり金額
全体計画（合計）	46,300,000	52,219,336	△5,919,336	325	108,039
マネジメント業務（計画・窓口業務ほか）	18,000,000	11,350,850	6,649,150	—	—
道路維持管理業務（舗装・側溝補修ほか）	8,400,000	13,160,865	△4,760,865	229	57,471
公園維持管理業務（施設・遊具補修ほか）	13,500,000	14,562,612	△1,062,612	57	255,484
水路等維持管理業務（江瀬・水路補修）	3,000,000	7,389,299	△4,389,299	39	189,469
その他（固定費・事務費・雑材費・その他）	3,400,000	5,755,710	△2,355,710	—	—

平成30年度（9月30日現在）

（単位：円、税抜額）

	当初支出予定額 A	補正後支出予定額 A	支出済額 B	比較 A - B	工事件数	1 工事当たり金額
全体計画（合計）	46,300,000	37,500,000	19,433,348	18,066,652	191	69,442
マネジメント業務	18,000,000	10,000,000	4,094,543	5,905,457	—	—
道路維持管理業務	8,400,000	6,900,000	5,744,599	1,155,401	122	47,087
公園維持管理業務	13,500,000	14,000,000	5,209,351	8,790,649	47	110,837
水路等維持管理業務	3,000,000	3,000,000	2,309,551	690,449	22	104,980
その他	3,400,000	3,600,000	2,075,304	1,524,696	—	—

- ※ ・ 1 工事当たり金額は、各業務の支出済額を工事件数で除したものの。ただし、全体計画（合計）は、マネジメント業務分及びその他業務分を減算し、工事件数で除したものの
- ・ 業務委託契約に基づいて、委託期間2年間の業務計画書を作成し、確認を受けて事業を開始した。
  - ・ 平成29年度は、地元からの通報・要望に対応するため、道路補修、水路等維持工事を支出予定額より多く行った。また、運営の初期費用を必要としたことから支出額が支出予定額を超過した。支出予定額を超過して事業を実施できたのは、複数年契約であることから2年間での調整が可能になったからである。
  - ・ 平成29年度支出額が支出予定額を超過したことから、平成30年度支出予定額を減額補正した。そのため、平成30年度の事業量が減少するが、市民の通報・要望等に対して対応すべきところを見極めて実施していること、また、地元自治会長に対する実施状況の報告や意見聴取を行って地域との密接な関係を構築していることから支障等は生じていない。
  - ・ 委託料と当初の全支出予定額が一致しない。また、平成29年度支出済額と平成30年度補正後支出予定額の合計額とも一致しない。これは、緊急時対応分として保留しているもので、不要の場合は委託料全額を事業費に充てることにしている。

(キ) 実施状況  
平成29年度 工種別件数

(単位：件)

	道路維持管理業務														水路等維持管理業務										
	舗装補修		側溝補修		防護柵補修		道路照明等		反射鏡補修		消雪井戸補修		清掃業務ほか		小計		江濞業務		水路補修		排水ポンプ補修		小計		
	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付
4月	15	10	8	8	2	2	1	1	2	2	1	1	0	0	29	24	11	9	1	0	0	0	12	9	
5月	6	5	4	4	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	13	12	5	5	0	0	0	0	5	5	
6月	15	11	10	8	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	30	24	4	4	0	0	0	0	4	4	
7月	19	18	6	4	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	29	26	3	3	0	0	0	0	3	3	
8月	8	8	2	2	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	12	12	2	2	1	0	1	1	4	3	
9月	5	5	2	1	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
10月	7	7	8	7	1	1	0	0	2	2	0	0	1	1	19	18	0	0	3	2	0	0	3	2	
11月	12	11	9	7	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	23	20	4	4	0	0	0	0	4	4	
12月	10	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	15	13	1	1	1	1	1	1	3	3	
1月	10	10	3	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	14	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
2月	21	21	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	24	24	2	2	1	1	0	0	3	3	
3月	17	17	10	5	2	1	6	6	2	2	1	1	3	3	41	35	1	1	2	2	0	0	3	3	
合計	145	131	65	51	5	4	14	14	17	16	3	3	10	10	259	229	33	31	9	6	2	2	44	39	

	公園等維持管理業務														合計			
	施設修繕		遊具補修・点検		浄化槽清掃		照明灯補修		植栽等維持		清掃業務		除草業務		小計		受付	完了
	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了		
4月	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	2	44	35
5月	5	5	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	1	9	9	27	26
6月	2	2	0	0	0	0	1	1	4	4	0	0	0	0	7	7	41	35
7月	1	1	0	0	0	0	3	3	4	4	0	0	1	1	9	9	41	38
8月	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	5	5	21	20
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	3	3	13	11
10月	1	1	0	0	0	0	3	2	0	0	1	1	1	1	6	5	28	25
11月	3	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	5	3	32	27
12月	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	4	3	22	19
1月	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	16	15
2月	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	3	3	30	30
3月	3	3	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	7	6	51	44
合計	21	18	0	0	0	0	11	10	20	18	4	4	7	7	63	57	366	325

※ 1件の工事について、複数の要望・苦情を受け付けた場合もあり、工種別の受付件数と要望・苦情の受付件数は一致しない。

平成30年度 工種別件数（9月30日現在）

（単位：件）

	道路維持管理業務																水路等維持管理業務								
	舗装補修		側溝補修		防護柵補修		道路照明等		反射鏡補修		消雪井戸補修		清掃業務ほか		小計		江渚業務		水路補修		排水ポンプ補修		小計		
	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付
4月	12	11	6	6	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	21	20	2	2	2	1	0	0	4	3	
5月	14	12	5	5	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	21	19	4	4	0	0	0	0	4	4	
6月	12	11	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	21	20	1	1	1	1	0	0	2	2	
7月	13	13	9	8	1	1	1	1	3	3	1	1	3	3	31	30	1	1	0	0	1	1	2	2	
8月	5	5	3	1	0	0	2	2	0	0	0	0	4	4	14	12	8	8	2	2	0	0	10	10	
9月	7	7	13	10	0	0	1	1	0	0	1	1	2	2	24	21	1	0	1	1	0	0	2	1	
合計	63	59	42	36	1	1	5	5	4	4	6	6	11	11	132	122	17	16	6	5	1	1	24	22	

	公園等維持管理業務																合計	
	施設修繕		遊具補修・点検		浄化槽清掃		照明灯補修		植栽等維持		清掃業務		除草業務		小計		受付	完了
	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了	受付	完了		
4月	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	4	30	27
5月	3	3	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	6	5	13	12	38	35
6月	4	4	0	0	0	0	0	0	5	4	0	0	4	4	13	12	36	34
7月	4	4	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	8	8	41	40
8月	4	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	6	6	30	28
9月	2	2	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	5	5	31	27
合計	21	20	0	0	0	0	0	0	15	14	3	3	11	10	50	47	206	191

平成29・30年度 要望・苦情件数、対応件数（平成30年度 9月30日現在）（単位：件）

	市		自治会長		市民		合計		対応完了		対応未了	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
4月	33	21	10	5	4	4	47	30	43	27	4	3
5月	20	22	4	11	3	5	27	38	27	35	0	3
6月	28	30	7	3	2	5	37	38	37	36	0	2
7月	31	27	8	9	4	4	43	40	41	39	2	1
8月	16	19	2	7	3	3	21	29	21	25	0	4
9月	10	18	3	9	1	5	14	32	13	27	1	5
10月	16		11		2		29		26		3	
11月	16		15		4		35		29		6	
12月	14		5		4		23		19		4	
1月	10		5		1		16		15		1	
2月	23		5		3		31		26		5	
3月	40		14		4		58		38		20	
合計	257	137	89	44	35	26	381	207	335	189	46	18
割合(%)	67.4	66.2	23.4	21.2	9.2	12.6	100.0	100.0	87.9	91.3	12.1	8.7

※ 要望・苦情を受け付けた割合は、市が約7割となっている。

また、対応未了分については、補修等に至らない軽微なものとは判断されるもの

(ク) 会議開催状況

a 月例会議 月報をもとに実施状況の確認、業務の情報共有を図る

平成29年度		平成30年度		議 題 等
回 数	開 催 日	回 数	開 催 日	
第1回	5月10日	第11回	4月11日	1 業務実施状況の確認 2 実行予算について 3 懸案事項について 4 改善項目について 5 今後の予定 ほか
第2回	6月7日	第12回	5月2日	
第3回	7月5日	第13回	6月7日	
第4回	8月2日	第14回	7月5日	
第5回	9月13日	第15回	8月2日	
第6回	10月4日	第16回	9月12日	
第7回	11月1日	(平成30年度 9月30日現在)		
第8回	12月26日			
第9回	1月10日			
第10回	3月13日			

b 調整会議 本業務の改善を目指すための会議

平成29年度

回 数	開 催 日	議 題 等
第1回	12月26日	平成29年度の実施状況について 包括的維持管理委託を進めるにあたっての課題 その他

c 有償ボランティア事業打合せ会

平成29年度

回 数	開 催 日	議 題 等
第1回	3月27日	有償ボランティア事業活用打合せ
第2回	2月22日	ポプラ公園簡易清掃のボランティア活動状況の情報共有について、包括的維持管理業務委託におけるボランティア事業活用について

※ 有償ボランティアとは、セカンドライフ応援ステーションから有償ボランティアの紹介を受けた場合、公園維持管理業務のうち簡易な業務について、有償でボランティアを活用するものである。

(ケ) 有償ボランティア事業活用実績

a 実施箇所 一ノ木戸ポプラ公園

b 業務内容 トイレの簡易清掃及び園内巡回（ゴミ拾い分別含む）  
芝生等への灌水

c 謝礼金 500円/回

実施月	トイレ清掃				芝生灌水			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	人	日数	人	日数	人	日数	人	日数
4月	6	22	11	16	—	—	—	—
5月	4	14	10	18	—	—	—	—
6月	6	17	10	17	—	—	—	—
7月	8	16	9	16	—	—	—	—
8月	9	18	11	16	6	8	3	3
9月	8	18	11	16	2	2	—	—

実施月	トイレ清掃				芝生灌水			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	人	日数	人	日数	人	日数	人	日数
10月	9	16	(平成30年度 9月30日現在)		—	—	(平成30年度 9月30日現在)	
11月	10	18			—	—		
12月	9	14			—	—		
1月	8	14			—	—		
2月	8	14			—	—		
3月	9	16			—	—		
合計	94	197	62	99	8	10	3	3

(コ) 地元説明会等実績

平成29年度 ※対象：地元自治会長36人

開催日	会議名	会場	参加人数
3月23日	地元自治会長説明会	三条東公民館 多目的ホール1	25人
4月6日	〃 (前回欠席者)	中央公民館 3階 第一会議室	5人
9月20日	地元自治会長との交流会	〃 〃 〃	4人
9月21日	〃 (パート2)	〃 〃 〃	10人
9月25日	〃 (パート3)	三条東公民館 会議室	11人

平成30年度 (9月30日現在) ※対象：地元自治会長36人

開催日	会議名	会場	参加人数
9月26日	地元自治会長との交流会	中央公民館 3階 講義室	23人

(サ) 三条市公共施設包括的民間委託検討会実績

平成30年度 (9月30日現在)

回数	開催日	議題等
第1回	5月31日	〈報告〉(1)これまでの検討経緯 概要 (2)具体的業務実施における検討経緯(H28) (3)実施状況

オ アンケートの実施 ※ 受託業者が自主的に実施

(ア) 地元自治会長アンケート(平成29年度9月実施、対象：地元自治会長36人)

a 調査目的

- ・事業周知の意味も踏まえて、受託業者主体で自治会長との交流を図ること。
- ・現状の認知度及び満足度を把握する。
- ・導入初期である当事業に関する自治会としての意見を聞くとともに、要望に関する窓口が受注業者であることの周知

b 調査項目

- ・事業に関する感想
- ・今まで(市が窓口の場合)との比較
- ・その他要望

c 配布回収方法

- ・メール、FAXにて回答
- ・場合によって(別の要望事項等があり訪れたなど)は、個別に回収

d 配付・回答数 配付 36票 回答 23票 (回収率 63.9%)

e 結果

自治会長交流会

	出席	欠席	合計
回答	19人	4人	23人
未回答	7人	6人	13人
合計	26人	10人	36人

1 4月より、維持管理業務が嵐北地区維持管理事務所に移管されましたが、対応は、以前と比べ、どのように変わりましたか？

良くなった	8人
やや良くなった	2人
変わらない	7人
やや悪くなった	0人
悪くなった	0人
分からない他	6人
合計	23人

1-1 嵐北地区維持管理事務所に業務が移管されて、良くなった点、業務の改善が必要な点がございましたら、ご自由にお書きください。

(良くなった点)

対応が早くなった
対応が良かった
頼みやすくなった
経過報告が良くなった
手続きが簡素化されたこと。レスポンスが良くなった

(業務の改善が必要な点)

経過報告、工事の時期を事前に知らせて欲しい
町内によっては、エリア内外に分かれているので、混乱する
要望事項について、出来る出来ないの返事が欲しい

2 地元の要望等を出すのは、嵐北地区維持管理事務所、市役所のどちらが出しやすいですか？

嵐北地区維持管理事務所	9人
市役所	3人
どちらともいえない	11人
合計	23人

2-1 市役所の方が、要望を出しやすいと答えた方について、なぜ、市役所の方が要望を出しやすいのですか？

市役所の方が、信頼できそう
維持管理事務所への要望の出し方が分からない
エリアの一部のみが包括の管理なので、現状では、市役所の方が相談しやすい

3 地元自治会で今、地域のインフラについて困っていることは、ありますか？

ある	11人
ない	6人
どちらともいえない	6人
合計	23人

3-1 あると答えた方について、どのようなことに困っていますか？

構造物の老朽化	5人
道路冠水を生じる	7人
清掃や草刈りの不備	6人
人材不足	3人
その他	1人

(複数回答あり)

4 嵐北地区維持管理事務所の業務について、ご質問、ご要望等ございましたら、ご自由にお書きください。

4月から初めて自治会長になったので、何をどのように要望していいかわからない
今まで市で行ったものを業務委託して、どう変わったについて、もっと詳しい説明があると分かりやすい
民間委託のスピード感ある行動力に期待している

(イ) 地元自治会長アンケート(平成30年度8月実施、対象：地元自治会長36人)

a 調査目的

- ・1年と半年を経過した時点での事業評価の変化を把握する。
- ・自治会長交流会に向け、地元が抱えている不満点や課題などの抽出

b 調査項目

- ・受託業者への要望提出の有無
- ・地元が抱えている課題などの興味関心事項

c 配布回収方法

- ・メール、FAXにて回答
- ・場合によって(別の要望事項等があり訪れたなど)は、個別に回収

d 配付・回答数 配付 36票 回答 26票 (回収率 72.2%)

e 結果

自治会長交流会

	出席	欠席	合計
回答	23人	5人	28人
未回答	3人	5人	8人
合計	26人	10人	36人

1 嵐北地区維持管理事務所に、直接要望等を出された事がありますか？

ある	24人
ない	1人
その他	1人
合計	26人

(地元住民が直接要望)

1-1 あると答えた方、対応の方は、どうでしたか？

良かった	22人
普通	1人
悪かった	0人
その他	1人

(事務所に電話したが連絡が付かなかった)

1-2 ないと答えた方、その理由は、なぜでしょうか？

市役所の方が要望を出しやすい	0人
要望の出し方がわからなかった	0人
要望を出す必要がなかった	1人

2 昨年同様、9月に地元自治会との交流会を計画していますが参加されますか？

参加する	18人
参加しない	0人
未定	8人
合 計	26人

2-1 参加すると答えた方、どのような事を聞いてみたいですか？

現在の業務実施状況	14人	(複数回答あり)
維持管理事務所の仕組み	5人	
地域のインフラの現状	9人	
有償ボランティア制度の活用状況	3人	
今後の計画・方針	6人	
その他	0人	

2-2 参加しない、未定と答えた方、維持管理事務所の体制や地域のインフラの現状について関心がありますか？

ある	4人
ない	0人
分からない	0人
無回答	4人
合 計	8人

3 嵐北地区維持管理事務所の業務について、ご質問、ご要望等ございましたら、ご自由にお書きください。

除雪要望、特に通学路、歩道の除雪をお願いしたい
要望や相談について、市の建設課とやり取りをされているのか
管理事務所と市役所との管理範囲・工事範囲の線引きはどこか



## 第8 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、監査対象とした事業別及び着眼点別に記述する。

### 1 公共交通推進事業（地域公共交通協議会負担金）

#### (1) 共通事項

ア 事務事業は、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に資するものとなっているか。

三条市デマンド交通ひめさゆり及び定時定路線バス須頃線は、主に高齢者の通院・買い物等の移動手段として利用されており、高校生通学ライナーバスは、学生の通学手段としての運行及び通学定期券の購入代補助などを行っている。また、地域住民が主体となって交通手段を確保するために運行している井栗地区コミュニティバスについては、車両リース料、車庫借上料及び運行記録作成にかかる経費を負担し、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に資するものとなっている。

イ 事務処理は、能率的、経済的及び効率的に行われ改善すべき点はないか。

地域公共交通利用者データ及びアンケートの集計業務、協議会に必要な資料作成補助及び高校生通学ライナーバス利用者の通学定期券購入代補助業務を民間に委託するなど、能率的、経済的及び効率的に行われている。しかし、平成29年12月から運行を開始した定時定路線バス須頃線は、利用率が非常に少ない現状であり、運行経費が大きな行政負担となっているため、検討が必要である。

ウ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にのっとり、三条市地域公共交通協議会を設立し、同協議会規約及び財務規程等を定め、協議会の運営に係る事務処理及び会計処理を行っている。事務処理において、協定内容に変更が生じたが、変更協定書の締結を失念していた事例や収入印紙の貼付漏れなどが見受けられた。

#### (2) 具体的着眼点

ア 要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。

三条市地域公共交通協議会を設立し、規約、財務規程及び補助金等交付規則を整備している。また、デマンド交通おでかけパス実施要領など必要に応じ要綱、要領を定めている。

イ 申請手続(申請書等)は必要最低限であるか等、利便性を考慮したものとなっているか。

デマンド交通おでかけパス申込用紙は、必要最低限の記載項目であり、おでかけパス事業協賛企業等申込書は、記入例も記載されている。申込様式は、環境課及び栄・下田サービスセンターへ設置し、市のホームページからもダウンロードできる。また、高校生通学ライナーバス定期券購入代補助については、定期券を購入する際に補助額を差し引いた金額で購入することができ、利便性を考慮したものとなっている。

ウ 民間等に委託することにより、事務の能率化、効率化が見込まれるものはないか。

三条市地域公共交通に関する検証業務及び三条市地域公共交通網形成計画策定に関する基礎データの作成やアンケート集計業務等を民間に委託している。また、高校生通学ライナーバス利用者の通学定期券の発売及び差額負担金に係る諸事務をバス運行業者に委託し、事務の能率化、効率化が図られている。

**エ 受益者負担は適切に行われているか。**

デマンド交通ひめさゆりは、運行区域を市内全域に拡大し、利用者数が増加したことにより、運行経費が大きな行政負担となったため、利用者負担と行政負担の適正なあり方を検討した結果、平成26年1月にデマンド交通利用料金の改定を行った。また、循環バスの交通空白地域となっている須頃・大島地区の交通手段を確保するために運行された定時定路線バス須頃線は、循環バスと同一料金としているなど、適切に行われている。

**オ 広報・広聴は適切になされているか。**

広報さんじょう、市のホームページ等での周知や沿線の中学校を通じて、高校生通学ライナーバスの運行及び定期券購入代補助についての案内チラシを配布するなど、周知に努めている。また、平成26年1月に三条市公共交通マップを発行し、全戸配布している。三条市公共交通マップは、公共交通の種類や路線図のほか公共施設、医療機関、店舗等の情報も掲載されており、利用者にとって利便性の高いものであるが、その後、改訂版が発行されていない。デマンド交通の土・日・祝日運行やおでかけパスの実施、停留所の変更及び定時定路線バス須頃線の運行等新たな取組も行っており、その都度広報さんじょうや市のホームページで周知しているものの、掲載されている医療機関や店舗等で閉院及び閉店しているところもあるため、改訂版の発行が必要と考える。また、転入された方がすぐに公共交通を利用できるよう、転入手続きの際に配布することも必要と考える。

**カ 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。**

決裁区分は妥当であり、不要な合議はなかった。

**2 社会資本包括的維持管理事業**

**(1) 共通事項**

**ア 事務事業は、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に資するものとなっているか。**

人口減少・少子高齢化社会において、社会インフラの健全性や災害時における迅速な対応を維持していくために、地域の実情を熟知した建設業が永続的に活動していくことができる仕組みを整えるための事業であり、市民の福祉増進及び市民サービスの向上に資するものとなっている。

**イ 事務処理は、能率的、経済的及び効率的に行われ改善すべき点はないか。**

全国でも先導的な取組であるため、事業の検討調査業務をコンサルタント会社に委託し、結果報告をもって導入支援業務についても委託契約を締結し進めてきた。コンサルティング業務及び包括的維持管理業務については、公募型プロポーザル方式により業者を決定し、能率的及び効率的な事務処理となっている。

なお、平成29年度予算の執行率は99.6%である。

**ウ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。**

現時点では、従うべき法令等はなく、事務の執行は適正に行われている。

**(2) 具体的着眼点**

**ア 要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。**

委託業務であるため要綱等は整備していない。

なお、必要により理事者協議等で方針等を決定しているが、実施計画は定めていない。

イ 申請手続(申請書等)は必要最低限であるか等、利便性を考慮したものとなっているか。

プロポーザルに係る提出書類は、必要最低限であり、利便性を考慮したものとなっていた。

ウ 民間等に委託することにより、事務の能率化、効率化が見込まれるものはないか。

コンサルティング業務及び包括的維持管理業務については、それぞれ専門業者及び企業体に委託し、事務の能率化、効率化を図っている。

エ 受益者負担は適切に行われているか。

現在、該当する事項はない。

オ 広報・広聴は適切になされているか。

公募型プロポーザルの際は、市ホームページに掲載した。事業実施については、広報さんじょう及びホームページへの掲載、実施区域での説明会の開催、チラシの回覧・配布等により周知し、適切に行っていたが、依然として市に寄せられる要望・苦情等の割合が高く、事業周知について工夫する必要があると考える。

カ 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。

実施起案を作成しておらず、決裁は受けていないが、その他の起案文書等の決裁区分は妥当であり、不要な合議はなかった。

## 第9 まとめ

監査を実施した2事業のうち、公共交通推進事業(地域公共交通協議会負担金)は平成19年度に、社会資本包括的維持管理事業は平成29年度に、それぞれ事業を開始したもので、事業効果や改善すべき点も表れてきている。各事業の所見については、次のとおりである。

公共交通推進事業(地域公共交通協議会負担金)は、平成19年5月に制定された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」にのっとり三条市地域公共交通協議会を設置し、平成20年3月に策定された「三条市地域公共交通総合連携計画」により、地域公共交通に関する様々な社会実験やアンケート調査による検証を行い、デマンド交通ひめさゆりの運行を始めとする現在の地域公共交通の運行体系が構築され、市民の福祉増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上が図られている。

デマンド交通ひめさゆりは、1日約300人が利用し、アンケートでは8割以上の方が満足としており、成果を上げているが、運賃が高い、土・日に運行していないなどの意見もある。週1回以上利用する割合が7割以上であり、利用目的の大半は通院、買い物など日常生活に不可欠なものであることから、利用頻度の高い人たちへの負担軽減が必要と考える。また、平成30年6月から土・日・祝日の運行が開始され、利便性が向上したことから、観光やイベント等での利用や市外から来られる方の利用も視野に入れた取組も必要と考える。

高校生通学ライナーバスは、下田地区在住の高校生にとって、利便性の高い交通機関として、安定的な利用数を得ている。また、通学定期券の購入代の補助を行い、通学に係る負担軽減も図られている。今後、生徒数が減少する中で、地域の生徒数や移動実態を踏まえ、運行体系の検討が必要である。

井栗地区コミュニティバスは、地域が主体となって交通手段を確保するために運行し、地域住民の安定した利用を得ている。地域の人たちが関わりながら進めていくことで、地域住民のニーズに即した交通手段が確立でき、地域コミュニティの推進も図られることから、他の地域から要望があれば前向きに検討をお願いしたい。

定時定路線バス須頃線は、循環バスの交通空白地域となっている須頃・大島地区の通院などの交通手段確保を目的に平成29年12月から運行を開始したが、利用者が非常に少ない現状である。今後、更にPR等を行い利用促進に努めるとともに、地域住民にとってより利用しやすい運行体系や交通手段の検討が必要である。

なお、事務処理については、変更協定書締結の失念及び収入印紙の貼付漏れなどが見受けられたが、そのほかは、適切かつ効率的に処理されていると認められる。

「三条市地域公共交通総合連携計画」は、平成29年度で計画期間が終了し、これまでの取組の成果や改善点などを検証し、平成30年9月に「三条市地域公共交通網形成計画」が新たに策定された。この計画が着実に実施され、当計画が目指す将来像である「市民や来訪者が永続的に使い続けられる公共交通」が実現されることを期待する。

社会資本包括的維持管理事業は、全国的にも先導的な取組であり、受付、巡回、道路・公園・排水路の維持管理をまとめて委託したのは三条市が初めてであるため、他の自治体や業界から注目を集めている。

委託事業についての要望・苦情は、平成29年度381件、平成30年度上半期207件、合計588件であった。また、完了工事は、平成29年度325件、平成30年度上半期191件、合計516件であった。従来業務、すなわち、現場を確認し、対応の検討、工事費等見積り、契約書類の作成、検査及び精算のための書類作成等の事務量を考えると、官民双方の事務処理時間が格段に削減され、事務処理の効率化が図られたことは、導入の効果があったものと評価できる。

また、有償ボランティア事業の活用も想定以上の実績があり、受託業者から有償ボランティア事業の新たな活用方法の提案があったことは、「包括的民間委託」と「有償ボランティア事業の活用」という二つの取組の新たな可能性を感じられるものであり、今後も、この二つの取組が拡大していくとともに、相互の連携を高め、地域一体となって社会インフラの維持管理を行う仕組みが形成されることを期待している。

しかし、依然として市に寄せられる要望・苦情が全体の約7割と多い。受託業者は、地元自治会長に対して説明会や交流会を開催するとともに、実施状況の報告やアンケートを実施するなど事業の周知に努めているが、市民からの要望・苦情が直接受託業者に届けられるよう更なる取組も必要と考える。

市民からは、要望等に対して市民と事業者側との調整が可能になり、合意形成が得られやすくなったこと、また、対応完了までの時間が従来に比較して早くなったことなどから、委託事業については好評である。

受託業者からは、運営の初期投資費用等の関係から委託期間の長期化の課題が示されている。また、1工事50万円未満の工事金額では、事象の多発箇所に対する抜本対策が困難、創意工夫の余地が小さい、市民の要望や箇所ごとの実情に合った適切な対策ができていないことなどから、工事金額の上限拡大の課題も示されている。

そこで、市では当該事業を平成31年度以降も継続実施することを計画しているが、実施に当たっては、実施区域の拡大、対象業務の追加、委託期間の長期化及び工事金額の上限拡大などの課題について改善を図ることとしており、今後の取組に期待するものである。

なお、全体計画において委託料と支出予定額等が一致しない。これは、緊急時対応分として保留しているもので、不要の場合は委託料全額を事業費に充て、余剰金が発生しないように運用するとの説明である。適切な指導と運用を行っていただきたい。また、今後の事業計画書の確認に当たっては、的確な検討を行っていただきたい。

さらに、事務処理においては、支出負担行為書に決裁日の記入がないなど、軽微な誤りが見受けられたが、そのほかは、適切かつ効率的に処理されていると認められる。

これらの結果を今後の事業に反映させ、より効果的、効率的で適正な事務事業の執行を望むものである。